

災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

平成30年 2月 8日

中国地方整備局

浜田河川国道事務所長 浜崎 宏幸

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等に関する基本協定
- (2) 活動場所 浜田河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系及び高津川水系及び一般国道9号及び191号及び山陰道（供用区間及び事業中区間）（別図－1参照）を原則とする。
- (3) 活動内容 浜田河川国道事務所所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、基本協定締結者が保有する建設機械、資材及び労力等（以下、「資機材、労力等」という。）により応急対策活動を実施することを原則とする。
- (4) 協定期間 平成30年4月1日 ～ 平成32年3月31日【2ヶ年】

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における平成29・30年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続

している者でないこと。

- (5) 平成14年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、浜田河川国道事務所、島根県浜田県土整備事務所、島根県益田県土整備事務所、島根県県央県土整備事務所、島根県大田事業所又は島根県津和野土木事業所が発注した工事の施工実績があること。なお、当該実績が浜田河川国道事務所の発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事についてはこの限りでない。

- (6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。また、既受注工事又は今後受注する工事の専任技術者となった場合でも、当該活動は実施できるものとする。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（申請書提出日以前に3箇月以上の雇用関係にあること。）なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「監理技術者制度運用マニュアル二一四（2）、（3）」による。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者。
 - ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
 - ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

- (7) (6)の基準を満たす技術者が在籍し、建設業法の許可を有する本店又は支店等（資機材、労力等を有すること）が、島根県の浜田地方生活圏、益田地方生活圏又は大田地方生活圏の市町村内にあること。

浜田地方生活圏：浜田市、江津市

益田地方生活圏：益田市、鹿足郡津和野町・吉賀町

大田地方生活圏：大田市、邑智郡邑南町・川本町・美郷町

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている応募者で行う。

4. 担当部局

〒697-0034 島根県浜田市相生町3973

国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所 建設専門官

TEL 0855-22-2480 (代表) 内線406

FAX 0855-22-2486

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望する者は、下記資料を作成し提出すること。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の施工実績【別記様式2】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出すること。

③技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出すること。なお、複数の技術者を登録することは可能である。

④担当区域希望調査票【別紙-1】

⑤災害応急対策担当区域図【別図-1】

※建設業法の許可を有する本店又は支店及び資機材置き場の位置を記入し提出すること。なお、別図-1に会社及び資機材置き場の位置が記入しにくい場合は、希望する担当区域との位置関係がわかる縮尺の入った図面等（様式自由）を提出すること。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。受付期間内に必着のこと。）とする。

②受付期間：平成30年2月8日（木）から平成30年3月7日（水）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問があれば、書面（様式は自由）により提出すること。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：平成30年2月8日（木）から平成30年2月28日（水）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧する。

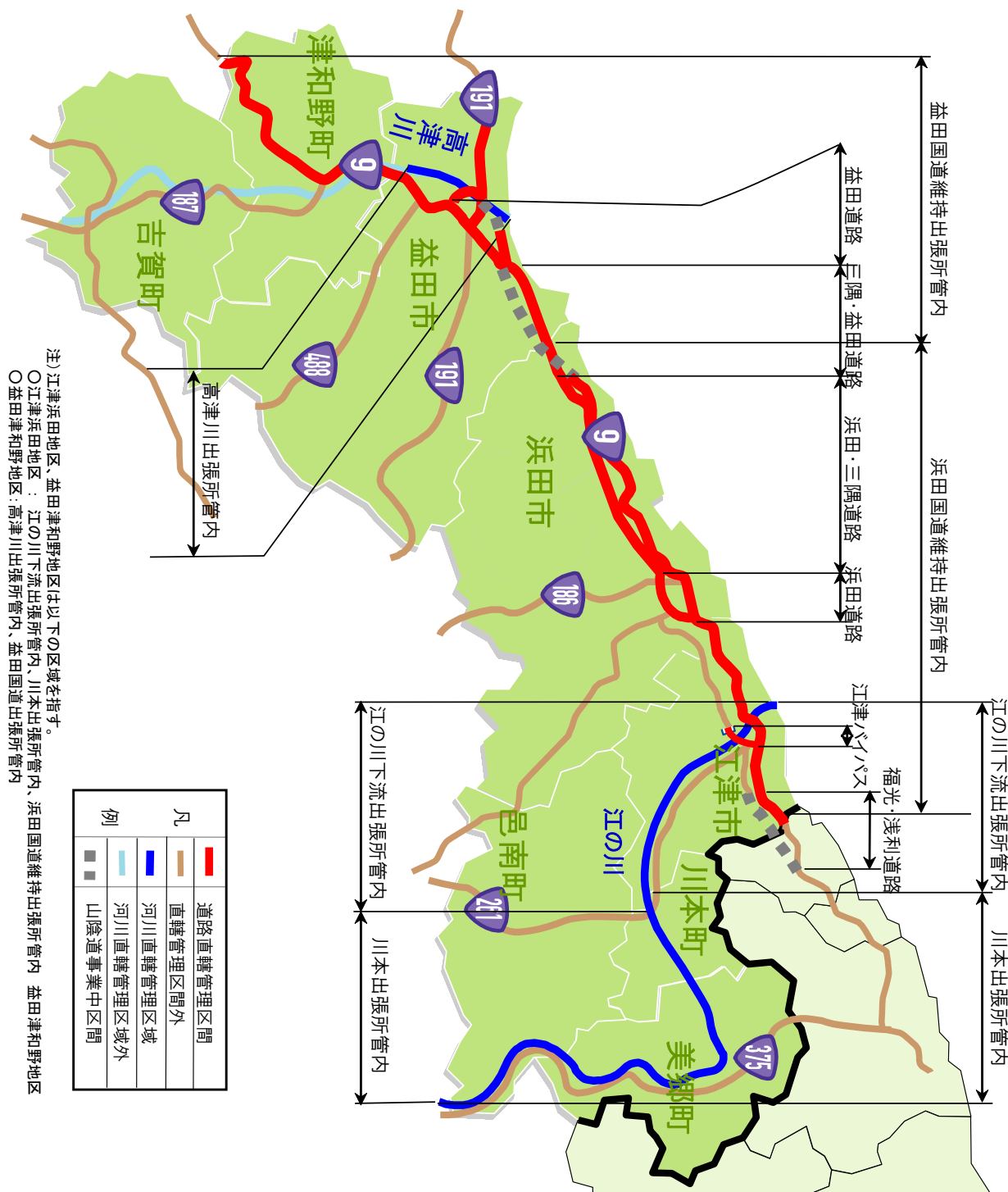
①期 間：質問を受理してから適宜に、平成30年3月7日（水）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

①場 所：4. に同じ。

(5) その他

- ①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしない。
- ③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しない。
- ④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、平成30年3月30日（金）までに通知する。
- ⑥協定の相手方として選定された者に対しては、別添「災害応急対策活動等に関する基本協定（案）」に基づき協定を締結するが、締結後は第4条1項及び第6条第2項について速やかに報告すること。
- ⑦本基本協定については、平成31年度においても追加募集（1ヶ年協定）を行う予定である。

別図－1 『災害応急対策担当区域図』



建設業法の許可を有する本店又は支店及び資機材置き場の位置を記入し提出のこと。
 なお、図に会社及び資機材置き場の位置が記入しにくい場合は、希望する担当区域との位置関係がわかる縮尺の入った図面等（様式自由）を提出のこと。

基本協定参加資格確認申請書

平成30年〇月〇〇日

中国地方整備局

浜田河川国道事務所長 浜崎 宏幸 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成30年2月8日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)④別紙-1『担当区域希望調査票』
- 4 基本協定締結説明書5.(1)⑤別図-1『災害応急対策担当区域図』

※会社及び資機材置き場の分かる詳細な地図

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

連絡先 : TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) (内線 〇〇〇)

FAX〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

過去の施工実績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体 / J V (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り (登録番号を明記) 又は無し

注)・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。
- ・CORINSに登録を義務付けている工事の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(特に伝えたい事があれば本欄に記載のこと。)

(別記様式3)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	技術者	〇〇 〇	〇〇 〇	〇〇 〇	〇〇 〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日				
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業				
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)				
貴社に在籍 される技術 者数	一級土木施工管理技士又 はこれと同等以上の資格 を有する者				
	二級土木施工管理技士又 は二級建設機械施工管理 技士				
	その他				

・記載する技術者名は代表者を記載すること。

・貴社に在籍する技術者は実人数で記入のこと。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.(6)②に示す資格を有する者のこと。

なお、記入する技術者数は、島根県の浜田地方生活圏、益田地方生活圏又は大田地方生活圏の本店又は支店等(資機材、労力等を有すること)に在籍している技術者の人数とすること。

コメント欄

(特に伝えたい事があれば本欄に記載のこと。)

別紙－1 『担当区域希望調査票』

協定締結を希望する区域及び活動場所について記載のこと。区域については、別図－1 『災害応急対策担当区域図』を参照のこと。

区 域 名	希望する区域	希望する活動場所
江津浜田地区		河川のみ・道路のみ・河川道路とも
益田津和野地区		河川のみ・道路のみ・河川道路とも

※協定締結を希望する区域に「○」を記入。

※希望する活動場所の何れかを「○」で囲むこと。

※区域内の市町村

- ・江津浜田地区 浜田市、江津市、大田市、邑南町、川本町、美郷町
- ・益田津和野地区 益田市、津和野町、吉賀町

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の施工実績関係

- 過去の施工実績（別記様式2） →必須提出

- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）

→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出

- 工事成績評定通知書の写し

→当該工事実績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

技術者の資格・経験

- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出

- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料

（健康保険被保険者証、監理技術者証等） →必須提出

- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

技術資料

- 別紙－1 『担当区域希望調査票』 →必須提出

- 別図－1 『災害応急対策担当区域図』 →必須提出

- その他詳細な地図等参考資料 →必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。